

公益社団法人 滋賀県生活環境事業協会

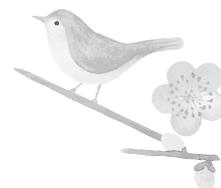
会 報

第87号

発行 (公社)滋賀県生活環境事業協会
栗東市上砥山232番地
滋賀県工業技術総合センター別館1階
電話(077)535-9210
FAX(077)535-9214
E-mail:info@s-seikan.or.jp
URL: https://www.s-seikan.or.jp
発行日 令和6年1月31日



2024年 新年あいさつ



公益社団法人 滋賀県生活環境事業協会

会 長 中 井 清

皆様には、心新たに新年をお迎えいただいたこととお喜びいたします。

昨年は、5月に、新型コロナウイルス感染症が5類感染症となり、収束の方向で対応され社会経済活動が回復に向かうものと安堵しました。

一方で、円安による物価高、海外情勢を反映した原油高、さらに、賃金の上昇や人材の確保などの雇用における課題に同時に対処することが求められるという厳しい経営環境が続いています。このような中で、会員事業所の皆様が事業を着実に継続されていることに改めて深く敬意を表します。

また、新年早々から発生した令和6年能登半島地震は、大地震と津波により広範囲かつ甚大な被害を引き起こしています。被災されました方々には、心よりお見舞い申し上げますとともに、水、トイレなどの生活物資の確保や道路等のインフラの復旧により日常生活と社会経済活動の一日も早い回復を祈念いたします。災害復旧支援に携わられる会員の皆さんに心から感謝いたします。

さて、昨年は、協会事業として、3回目となる「滋賀県浄化槽管理士研修」を11月に開催し、多くの実務者の方に受講いただくことができました。

市町における浄化槽台帳の整備については、当協会からは、手順に沿って法定検査情報を全市町に提供いたしました。浄化槽台帳の今年度末の完成に向けて、事業者様には、市町から、維持管理や清掃についての情報の提供が依頼される予定ですのでご理解、ご協力をよろしく願いたします。

また、汚水処理施設の整備については、国が令和8年度における汚水処理施設の概成(汚水処理人口普及率95%以上)を目指すなかで、業界団体を中心に今後の汚水処理事業のあり方について検討が始められています。

滋賀県では、目標年次が令和7年度となる「滋賀県汚水処理施設整備構想2016」のアクションプランに基づき取り組みを進められています。今後、市町の計画を踏まえながら、汚水処理事業の方針や目標などまとめた次期計画を策定されるものと考えます。協会からは、この機会に、浄化槽の整備や維持管理、検査事業の適切なあり方などについて、県、市町へ適宜、要望を提案していきたいと考えています。

本年も、役職員一丸となり、浄化槽法定検査を中心とした業務を適正・着実に進め、会員の皆様をはじめ関係者の方々から一層頼りにしてもらえる協会として役割を果たしてまいります。

皆様から、引き続き、ご指導ご鞭撻をいただきますようお願いいたします。



新年のあいさつ

滋賀県知事 三日月 大造

新年あけましておめでとうございます。

令和6年の新春を迎え、謹んでお慶び申し上げます。

公益社団法人滋賀県生活環境事業協会の皆様におかれましては、日ごろから浄化槽の法定検査をはじめ、製造、施工および保守点検・清掃の全般にわたり御尽力いただくなど、公共用水域の水質保全や県民の生活環境の向上に貢献いただいておりますことに厚くお礼申し上げます。

本年は、安全・安心、持続可能性を前提に、3つのテーマに重点的に注力してまいります。一点目は、「子ども・子ども・子ども」。子ども一人ひとり、子どものまわりにいる大人一人ひとりを大切にする視点を常に持って対応してまいります。二点目は、公共交通の充実・活性化による健康なまちづくりです。公共交通は、単なる移動手段ではなく、私たちの日々の生活、通勤や通学、買い物や観光、産業振興などの基盤となるものです。どうやってみんなでつくり、支え合うかについて、安全第一に、規制の緩和や新技術の導入などにも積極的に取り組んでまいります。そして、三点目は、私たちがお預かりする琵琶湖のこと、水のこと、その源である、山のこと、そして、その恵みを頂く第一次産業、農林水産業の振興です。水の恵みに常に感謝し、水のつながりを大切にする一年にしたいと考えています。

国民的資産である琵琶湖を保全と再生の両面から大切にしていくため、また、CO₂ネットゼロ社会づくりや循環経済への移行、生物多様性の保全など様々な環境課題を自分ごととして捉え、行動に繋げるため、「琵琶湖版SDGs」であるMLGs（マザーレイクゴールズ）の取組を更に推進し、目標達成に向けて皆様と一緒に取り組んでいます。

MLGsの目標の一つである「清らかさを感じる水に」を達成するためには、公共用水域の水質保全は大変重要です。このため「滋賀県污水处理施設整備構想」に基づき、污水处理人口普及率100%を目標に、下水道と浄化槽により地域の実情に沿った生活排水対策に力を入れた取組を進めており、令和4年度末の污水处理人口普及率は99.1%で全国2位と高い状況にあります。

また、水質保全を確かなものにするためには、優れた浄化性能を有し、地震等の災害に強い浄化槽の果たす役割は非常に大きく、その污水处理能力を最大限発揮させるために、浄化槽の保守点検や清掃、法定検査等の適正な維持管理の推進に取り組まれている皆様が重要な役割を担っていただいていることはいまでもありません。

今後とも、お力添えを賜りますよう皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、公益社団法人滋賀県生活環境事業協会のますますの御発展と、会員の皆様の御健勝をお祈り申し上げ、新年の御挨拶といたします。

三日月知事に要望しました

滋賀県の令和6年度予算編成にあたり、新年1月10日(水)に県庁副知事室において江島宏治副知事に要望を行いました。

協会から中井会長、長谷川副会長、八田常務理事が出席し、県当局から市田循環社会推進課課長、同課久保田課長補佐、同課福本主任主事が同席されました。

出席者から、浄化槽の適正な維持管理に向けた取組には浄化槽台帳整備は必須であり、当初の整備目標期限の令和4年度末を1年延長した状況の中、速やかに浄化槽台帳の整備を完了し、未管理浄化槽や未検査浄化槽に対する助言、指導に移行されるよう、市町に対する一層のご指導をお願いすると要望するとともに、自治体が所有する単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を進めていただくように要望しました。

その後の意見交換で、副知事からは、「浄化槽台帳整備の取組状況が保守点検、清掃業者情報との突合に至る第3段階まで進みつつあると聞いている、引き続き市町に対して指導、支援していきたい。県有施設の単独処理浄化槽については、今後合併処理浄化槽への転換や下水道に接続する計画の施設もあり、できるだけ早く県が見本を示せるように進めていきたい。」との認識が示されました。

《要望事項》

1. 浄化槽の適正な維持管理（保守点検、清掃および法定検査）の推進
 - (1) 浄化槽の適正な維持管理に向けた取組
 - (2) 浄化槽の維持管理助成に係る予算の確保
 - (3) 浄化槽の新設入れ替えに必要な経費に対する助成制度の整備
2. 単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を図るための支援等
 - (1) 自治体が所有する単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換
 - (2) 合併処理浄化槽への転換に伴う助成策の充実
3. 公的施設（避難所）における浄化槽の整備促進
4. 汚水処理施設整備に係る次期計画の策定
5. 協会運営に対する支援



【要望書を手渡す長谷川伸夫副会長】



【江島副知事を囲んで】

令和5年秋の叙勲において、長谷川伸夫副会長が 「旭日単光章」を受章されました



【勲章伝達式の長谷川伸夫様】



【受章された旭日単光章】

令和5年11月9日(木)の令和5年秋の叙勲、勲章伝達式において、当協会副会長で滋賀フジクリーン(株)代表取締役の長谷川伸夫様が「旭日単光章」を受章されました。長谷川伸夫様、この度の受章誠にありがとうございます。これまでのご功績を讃えますとともに、今後ますますのご活躍をお祈り申し上げます。

浄化槽台帳の整備は第3段階に入っています

令和5年12月19日(火)に令和5年度滋賀県浄化槽適正処理促進協議会第3回作業部会が開催され、県事務局からいくつかの市町が第2段階を完了したことを確認しているとの報告がありました。(12月20日時点で4市町)当協会の法定検査情報は、全市町に提供を終えています。今後、第3段階に至った市町から保守点検・清掃情報の提供依頼が行われることとなっていますので、提供の依頼がありましたらご協力くださるようお願いいたします。

第4回滋賀県浄化槽適正処理促進協議会は、3月に開催予定されています。

第1段階：市町にて上水道給水、下水道接続、し尿処理の各情報と既存の浄化槽設置台帳との突合

第2段階：指定検査機関から法定検査情報の提供を受け既存の浄化槽設置台帳との突合

第3段階：保守点検・清掃業者から保守点検・清掃情報の提供を受け既存の浄化槽設置台帳との突合

第4段階：整備された浄化槽台帳により未管理浄化槽への指導助言を実施



【令和5年度滋賀県浄化槽適正処理促進協議会 第3回作業部会の様子】

令和6年度定時総会は令和6年5月28日(火)に開催します

令和5年11月21日(火)に第42回理事会(於:滋賀県工業技術総合センター別館3階研修室)を開催し、令和6年度定時総会は令和6年5月28日(火)に開催することが決定されました。

なお、当日の議題は次のとおりです。

- 〔報告事項〕 1 職務の執行状況について
- (1) 浄化槽の適正管理に向けた取り組みについて
 - (2) 自由民主党への要望について
 - (3) 令和5年度滋賀県浄化槽管理士研修の実施について
 - (4) 「浄化槽の日」の関連事業について
 - (5) 全国浄化槽団体連合会等の事業について
- 2 予備審査・法定検査の進捗状況について
- 〔協議事項〕 1 今後の役員会等の日程(案)について
- 〔その他〕 1 再雇用の延長について

職務の執行状況について、中井会長より次のように報告がありました。

- 令和5年度滋賀県浄化槽適正処理促進協議会の作業部会が、令和5年6月7日に第1回、令和5年8月18日に第2回が開かれ各市町の浄化槽台帳整備等の取り組みについて情報共有され協議がなされたこと。
- 県内全市町から浄化槽台帳整備に関する協会の法定検査情報の提供依頼があり提供したこと。
- 令和5年12月19日に第3回の作業部会を開催する予定であること。
- 令和5年6月15日に、中井会長と八田常務理事が自由民主党滋賀県議会議員団に対して令和6年度滋賀県予算に関する要望活動を行い、「いずれの要望についても予算獲得について支援していく。」との回答を得たこと。
- 一般社団法人全国浄化槽団体連合会の定時総会、製造・施工委員会、第37回全国浄化槽大会、及び全浄連近畿ブロック協議会へ出席したこと。

続いて、八田常務理事より次のように報告がありました。

- 令和5年度滋賀県浄化槽管理士研修を令和5年11月27日に、草津市の市民総合交流センター(キラリエ草津)にて開催を予定していること。
- 滋賀県浄化槽適正処理促進協議会の作業部会において協議した啓発チラシを、浄化槽の管理者に対して適正な維持管理を図っていただくため、保守点検業者の協力を得て配付したこと。
- 県民向けの啓発については、新型コロナウイルス感染防止のためイベントを自粛し、これに代わるものとして、「ラジオスポット」による啓発を実施したこと。



【理事会の様子】

「令和5年度滋賀県浄化槽管理士研修」を開催しました

令和2年4月の改正浄化槽法の施行を受け、滋賀県及び大津市では「浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」が改正され、浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに置く浄化槽管理士に対し、浄化槽保守点検業者の登録の有効期間内（3年間）に1回以上、知事及び大津市長が指定する浄化槽に関する研修を受けさせなければならないこととなりました。当協会が研修実施事業者となり、令和5年11月27日（月）に草津市立市民総合交流センター（キラリエ草津）において開催しました。当日は52名の方が受講されました。次回の「滋賀県浄化槽管理士研修」の詳細は決まり次第ホームページ等でご案内します。



【浄化槽管理士研修の様子】

法定検査精度管理委員会を開催しました

令和6年1月17日（水）に学識経験者や行政機関、指定検査機関の各委員による「法定検査精度管理委員会」を開催しました。本委員会は、10人槽以下の浄化槽を対象に実施している効率化11条検査の精度を確保するため、効率化検査の実施状況に対する客観的評価や制度の運用改善に資することを目的に実施するものです。当日は、次の議題に基づきそれぞれ審議を行った結果、引き続き効率化検査の適正な運用を行うと共に、浄化槽管理者に対する使用上の注意の啓発に努めることとされました。

- ① 効率化11条検査の実施状況について
- ② 二次検査の実施状況について
- ③ クロスチェック検査の実施状況について



【委員会の様子】

啓 発 活 動

○啓発チラシの配付

滋賀県浄化槽適正処理促進協議会では10月1日の「浄化槽の日」を中心に10月を『浄化槽適正処理促進月間』として設定し、浄化槽管理者（所有者）に対して適正な維持管理を行っていただくため、令和2年の改正浄化槽法で定められた「浄化槽台帳の作成義務」や「浄化槽の使用休止の届出手続」を含んだ啓発チラシを作成し、保守点検業者様のご協力を得て浄化槽管理者（所有者）に対し配付しました。

【啓発チラシ】



表



裏

○ラジオスポットによる啓発

県民向けの啓発については、今年度も新型コロナウイルス感染防止のためイベントを自粛し、これに代わるものとして、「エフエム滋賀ラジオスポット」による啓発を実施しました。

エフエム滋賀ラジオスポット 放送日：令和5年10月2日(月) 午前7時45分

令和5年10月13日(金) 午後6時50分に放送しました。

それではここで、滋賀県と滋賀県生活環境事業協会からのお知らせです。

10月は「浄化槽適正処理促進月間」です。浄化槽は、トイレや台所・お風呂などからの排水を微生物の働きにより浄化し、放流するための設備です。

浄化槽をお使いの皆様には、保守点検・清掃・法定検査の実施が法律で義務づけられています。

各市町(しまち)では、浄化槽台帳の情報をもとに浄化槽をお使いの皆様への適正な維持管理に関する指導等を行っています。適正に浄化槽の維持管理がされていない場合には、浄化槽法による罰則が適用されることもあります。

生活排水をきれいに琵琶湖の水質を守るため、浄化槽の適正な維持管理をお願いします。

以上、滋賀県と滋賀県生活環境事業協会からのお知らせでした。

都道府県別汚水処理人口普及状況

令和4年度末現在の都道府県別汚水処理人口普及状況は以下のとおりです。(汚水処理人口普及率の高い順)

都道府県名	汚水処理人口普及率	順位	総人口 (千人)	汚水処理人口計 (千人)	下水道 (千人)	農業集落排水施設等 (千人)	合併処理浄化槽 (千人)	うち	うち	うち	コミュニティ・プラント (千人)
								浄化槽市町村整備事業等 (千人)	浄化槽設置整備事業 (千人)	左記以外 (千人)	
東京都	99.8%	1	13,870	13,846	13,816	2	26	5	8	13	2
滋賀県	99.1%	2	1,411	1,399	1,306	59	34	0	15	19	0
兵庫県	99.0%	3	5,441	5,388	5,117	128	94	9	60	25	49
京都府	98.6%	4	2,494	2,459	2,379	38	42	11	22	9	0
神奈川県	98.4%	5	9,214	9,065	8,946	3	115	4	39	72	0
大阪府	98.4%	6	8,774	8,360	8,492	1	138	4	25	109	0
長野県	98.3%	7	2,034	1,999	1,731	152	115	15	82	17	1
富山県	97.7%	8	1,024	1,000	892	80	27	1	17	9	1
福井県	97.4%	9	756	736	627	81	28	2	22	4	0
北海道	96.3%	10	5,113	4,925	4,698	62	166	52	69	45	0
鳥取県	95.8%	11	543	521	403	90	28	4	13	11	0
石川県	95.2%	12	1,113	1,059	952	51	53	10	12	31	2
福岡県	94.3%	13	5,091	4,799	4,277	51	462	52	276	134	8
山形県	94.2%	14	1,036	976	817	70	89	19	45	24	0
岐阜県	94.0%	15	1,974	1,855	1,539	103	209	9	137	63	4
埼玉県	93.7%	16	7,376	6,913	6,134	88	691	25	188	478	1
宮城県	93.3%	17	2,247	2,096	1,876	62	157	40	78	38	2
愛知県	92.8%	18	7,496	6,956	6,073	134	739	22	236	481	9
奈良県	90.8%	19	1,321	1,199	1,094	6	98	3	36	60	1
千葉県	90.6%	20	6,307	5,715	4,861	46	801	10	284	506	8
広島県	90.3%	21	2,760	2,492	2,132	49	310	14	158	137	1
新潟県	89.7%	22	2,152	1,930	1,683	120	127	13	35	79	0
山口県	89.5%	23	1,318	1,180	908	58	214	6	135	73	0
熊本県	89.4%	24	1,730	1,546	1,221	65	261	33	177	51	0
栃木県	89.3%	25	1,923	1,718	1,331	77	309	6	245	57	1
秋田県	89.2%	26	934	833	639	86	108	18	68	22	0
宮崎県	89.2%	27	1,062	947	653	46	248	19	185	44	0
三重県	89.0%	28	1,765	1,572	1,059	92	471	17	228	173	4
岡山県	88.6%	29	1,858	1,645	1,301	35	309	17	206	86	0
沖縄県	87.6%	30	1,479	1,295	1,066	71	158	13	6	140	0
茨城県	87.4%	31	2,871	2,509	1,866	151	485	14	215	255	9
佐賀県	87.0%	32	803	699	514	57	129	50	58	21	0
山梨県	86.3%	33	809	698	556	15	123	8	50	66	4
福島県	86.3%	34	1,791	1,546	992	114	440	37	259	143	0
岩手県	84.9%	35	1,182	1,004	747	92	164	39	96	28	1
静岡県	84.9%	36	3,620	3,074	2,373	27	663	15	411	237	12
鹿児島県	84.8%	37	1,580	1,340	688	39	608	44	430	135	5
群馬県	84.2%	38	1,924	1,620	1,084	116	400	24	255	121	19
長崎県	83.6%	39	1,296	1,084	834	47	198	14	147	38	5
愛媛県	83.0%	40	1,320	1,096	756	36	303	24	168	112	1
島根県	83.0%	41	654	543	340	90	109	28	51	30	4
青森県	82.3%	42	1,215	1,000	764	105	130	11	42	76	0
大分県	81.8%	43	1,118	914	610	30	273	11	181	82	1
香川県	81.1%	44	952	772	444	14	314	12	248	53	0
高知県	77.9%	45	680	530	284	20	224	12	135	77	1
和歌山県	69.4%	46	920	638	271	41	326	13	200	113	0
徳島県	67.4%	47	715	481	138	19	319	15	173	131	5
全 国	92.9%	-	125,065	116,242	101,280	3,018	11,784	825	6,229	4,730	160

- (注) 1. 整備人口は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。
 2. 令和4年度調査は、福島県において、東日本大震災の影響により調整不能な町(大熊町、双葉町)を除いた値を公表している。
 3. 福島県については、上記市町村以外でも東日本大震災に伴う避難の影響により人口が流動していることに留意する必要がある。

市町別処理人口普及状況 (環境省 HP より)

令和4年度末現在の各市町別汚水処理人口普及率は以下のとおりです。

(単位：%)

	汚水処理 人口普及率	浄化槽処理 人口普及率		汚水処理 人口普及率	浄化槽処理 人口普及率
大津市	99.0	0.5	高島市	99.3	4.5
彦根市	97.1	6.4	東近江市	98.8	0.8
長浜市	100.0	0.2	米原市	100.0	0.3
近江八幡市	99.5	15.2	日野町	99.7	1.0
草津市 ※	100.0	0.2	竜王町	100.0	8.5
守山市	99.8	0.1	愛荘町	99.8	0.6
栗東市 ※	100.0	0.1	豊郷町 ※	100.0	0.0
甲賀市	97.4	7.9	甲良町	99.9	0.0
野洲市	99.4	0.4	多賀町	98.8	2.5
湖南市	99.3	0.7	滋賀県計	99.1	2.4

市町名に「※」がついたものは、普及率を四捨五入した結果100.0%となる市町を示しています。

令和4年度 11条検査 市町別検査結果

(通常検査分) + (効率化検査分)

(単位：基)

市町名	合計	単独処理浄化槽				合併処理浄化槽			
		イ	ロ	ハ	小計	イ	ロ	ハ	小計
大津市	1,349	202	180	7	389	540	405	15	960
彦根市	2,847	579	280	6	865	1,272	700	10	1,982
長浜市	312	45	60	6	111	80	117	4	201
近江八幡市	2,638	64	59	7	130	1,773	730	5	2,508
草津市	236	34	27	2	63	61	105	7	173
守山市	252	48	71	5	124	65	60	3	128
栗東市	227	59	50	3	112	48	65	2	115
甲賀市	2,937	385	341	8	734	1,109	1,077	17	2,203
野洲市	73	15	16	0	31	18	24	0	42
湖南市	435	113	158	8	279	74	79	3	156
高島市	1,100	24	31	1	56	588	454	2	1,044
東近江市	1,093	110	58	2	170	554	364	5	923
米原市	303	72	47	1	120	92	84	7	183
日野町	241	43	28	1	72	117	49	3	169
竜王町	276	58	34	0	92	107	77	0	184
愛荘町	122	29	19	0	48	37	37	0	74
豊郷町	24	6	4	0	10	8	5	1	14
甲良町	36	7	3	0	10	18	7	1	26
多賀町	182	24	14	1	39	86	54	3	143
合計	14,683	1,917	1,480	58	3,455	6,647	4,493	88	11,228

検査結果は、イ：「適正」、ロ：「おおむね適正」、ハ：「不適正」で表しています。

浄化槽設置届予備審査件数 (件数順)

令和5年4月から12月末までの市町別予備審査件数は以下のとおりです。

(単位：件)

(単位：件)

市町名	申請種別		計	人槽別内訳		
	建	浄		10人以下	11~50人	51人以上
高島市	33	9	42	40	2	0
近江八幡市	32	9	41	28	12	1
甲賀市	13	13	26	19	7	0
大津市	14	11	25	21	3	1
彦根市	10	1	11	8	3	0
竜王町	7	2	9	7	0	2
長浜市	2	4	6	3	3	0
東近江市	3	3	6	3	3	0
守山市	2	0	2	2	0	0
湖南市	1	1	2	2	0	0
米原市	2	0	2	2	0	0

市町名	申請種別		計	人槽別内訳		
	建	浄		10人以下	11~50人	51人以上
栗東市	1	0	1	1	0	0
野洲市	0	1	1	0	1	0
日野町	1	0	1	1	0	0
愛荘町	1	0	1	1	0	0
草津市	0	0	0	0	0	0
豊郷町	0	0	0	0	0	0
甲良町	0	0	0	0	0	0
多賀町	0	0	0	0	0	0
合計	122	54	176	138	34	4

前年度同月の状況 (令和4年12月末)

県合計	142	81	223	177	44	2
-----	-----	----	-----	-----	----	---

注) 申請種別欄 建：建築確認を伴うもの 浄：浄化槽法に基づくもの

令和6年3月4日(月)、5日(火) に指定採水員指定講習会を予定しています

10人槽以下の浄化槽を対象にした効率化11条検査は、その一次検査業務を指定採水員が行うこととされています。

そこで、指定採水員の指定を受けていただくため講習会を3月4日(月)、5日(火)に予定しています。

令和3年3月に受講していただいた方々は令和6年3月末で有効期限が満了となりますので、本講習会を受講してください。

また、新たに指定採水員の指定を受けようとする方も本講習会を受講してください。

各保守点検業者宛に送付しました講習会開催案内に同封の受講申込書により申し込んでください。

滋賀県知事指定検査機関
公益社団法人 滋賀県生活環境事業協会

〒520-3004 滋賀県栗東市上砥山232番地
滋賀県工業技術総合センター別館1階

TEL 077-535-9210 / 535-9211

FAX 077-535-9214

